

平成23年に実施する医療施設調査の主な改正点（案）

1. 改正の趣旨

医療行政に関連する施策の推進・企画立案の基礎資料として、救急医療体制の状況、医療施設の情報化について引き続き調査を行うほか、医療施設に関連する制度の新設・変更に対応した調査項目の追加・変更を行うとともに、行政記録情報や他の統計調査と重複する調査項目及び傾向が把握された調査項目の是正、記入者負担の軽減の観点から見直しを行う。

2. 主な改正点

○ 施策立案の基礎資料とするための追加・変更項目

1. 産科、小児・周産期医療に関連する調査項目の追加
 - ・ 専門外来の設置として助産師外来を追加
 - ・ 手術等の実施状況の分娩の取扱に院内助産所の有無を追加
 - ・ 保育士の常勤換算数を追加
 - ・ 特殊診療設備にGCU（新生児治療回復室）の病床数及び患者延数を追加
2. 医療安全に関連する調査項目の追加
 - ・ 処方状況等に内服薬処方せんにおける分量の記載方法を追加
 - ・ 医療安全体制に院内感染防止対策の専任担当者の状況を追加
3. その他の変更
 - ・ 医師事務作業補助者の有無及び数を追加
 - ・ 特殊診療設備に陰圧室の病床数、患者延数を追加
 - ・ 新人看護職員研修の状況を追加
 - ・ インプラント手術の実施状況を追加
 - ・ 従事者数の歯科衛生士・歯科技工士について常勤・非常勤別の常勤換算に変更

[病院票 (18)、一般診療所票 (17)]
[病院票 (31)、一般診療所票 (25)]
[病院票 (16)、一般診療所票 (28)]
[病院票 (28)]

[病院票 (12)]
[病院票 (26)]

[病院票 (15)]
[病院票 (28)]
[病院票 (35)]
[歯科診療所票 (19)]
[歯科診療所票 (21)]

2. 主な改正点（続き）

○制度改正等に伴う変更

- ・ 開設者の区分に「国立高度専門医療研究センター」を追加
〔病院票（4）、一般診療所票（4）、歯科診療所票（4）〕

○調査項目の整理

- ・ 療養病床介護保険適用分の削除
〔病院票 H20(5)、一般診療所票 H20(5)〕
- ・ 回復期リハビリテーション病棟、認知症病棟、介護保険移行準備病棟、老人性認知症疾患療養病棟、経過型介護療養型医療施設の削除
〔病院票 H20(5)〕
- ・ 診療録管理専任従事者の削除
〔病院票 H20(14)〕
- ・ 定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施の削除
〔病院票 H20(15)〕
- ・ 健診・保健指導の削除
〔病院票 H20(16)、一般診療所票 H20(12)〕
- ・ 歯みがき指導室の削除
〔歯科診療所票 H20(17)〕